フィールドワーク

法学は座学と言われるように、文献研究が主流の世界であるが、近年実際に現場を訪ずれ実態を観察することや、実地研修を取り入れることが、試みられるようになってきた。各大学のいわゆるロースクールの構想の中にも、クリニックだとかエクスターンシップが取り入れられているものが多いが、これもそのような傾向の一端だろう。

従来もそのような試みが無かったわけではない。例えば、相続慣行や家族慣習について聞き取りを行ったり、ある判決について事件の起った現地に赴き、当事者や関係者からいろいろと話を聞くことも行われてきた。しかし、このような調査を実践していた法学の教師は、圧倒的に少数派であったと言ってよいだろう。私が大学生の時のゼミの指導教授は熊谷開作先生というが、ゼミの学生を引き連れこのような「現地調査」を毎年実施している、当時としては稀な先生たちのひとりであった。参加した私たちは、何も分からないまま裁判事例のふるさとをたずねて、和歌山へ、但馬へ、高知へ、阿蘇へ、能登半島へ、北海道へ、と引き回されたものである。「あのなあ、実際に現地を訪れると、判決文だけでは分からへんことが分かるんや」というのが、先生の口ぐせだった。

また、インターゼミナールも刺激になった。毎年夏、多くの大学から先生や学生が一ヶ所に集まって、歴史や地方行政、家族慣行や農林業、入会権や温泉権など、三泊四日という短期ではあったが、集中的に調査を行った。インターゼミは、一九七六年から一三年間続き、多くの先生方の、師とは異なる調査のやり方を親しく見聞きし、学んだのである。

愛媛大学の教員になって、私も見よう見まねで先生方の方法を踏襲し、「調査」と称して、学生たちとあちこち歩き回った。一九九六年、私の勤務する法文学部に総合政策学科が誕生した折り、「フィールドワーク」という授業科目が始まることになった。私も、講師団の一員として、二回生の学生たちと県内あちこちの町村をめぐっている。